

紀美野町第2回定例会会議録

令和4年6月21日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和4年6月21日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）
- 第 2 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）
- 第 3 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）
- 第 4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）
- 第 5 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について）
- 第 6 議案第40号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第41号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第44号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第45号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第46号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第47号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第48号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第 1 3 議案第 4 9 号 令和 4 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

第 1 4 議員派遣の件について

第 1 5 閉会中の継続調査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)
(議会活性化特別委員会)
(広報編集特別委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 5 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君 (遅刻 1 0 時 0 0 分入場)
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
副 町 長	細 峪 康 則 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長	(湯 上 増 巳) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

北道議員から遅れる旨の連絡を受けておりますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） おはようございます。1点だけ、ちょっと質疑させていただきます。

もうページを言ったほうが早いので、16ページ、第12条です。12条をずっと読み上げると長くなるんですが、下のほうにアンダーラインがついていて、100分の5という後で、括弧があります。商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては100分の2.5と、つまり減額するということですが、この点について、対象としてはどういうことになるのか、いわゆる納税義務を負っている対象はどの程度で、どうなっていくのか、その点についての答弁を求めます。

以上です。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

（税務課長 坂 昌美君 登壇）

○税務課長（坂 昌美君） おはようございます。

それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

16ページの附則第12条についてでございますが、商業地等に係る令和4年分の固

定資産税にあつては100分の2.5ということでございますが、令和4年度に限つての制度でございまして、コロナウイルス感染症による感染拡大の影響で、経済的打撃の大きい商業地について税額の増加を抑えるための措置というふうな内容になってございます。

具体的には地価の上昇に伴って税額が増えた場合、昨年度までは前の年度の5%までを負担増の上限としておりましたが、商業地について、この上限を引き下げて、半分の2.5%で求めるというふうな内容になってございます。

商業地等というところなんですけども、地方税法附則第17条第1項第4号のほうに、商業地等とは住宅用地以外の宅地及び宅地批准土地である土地等であるというふうに明記されているんですけども、分かりやすく申し上げますと、土地の固定資産税というのは、大きく宅地等と農地に分かれております。宅地等の中で住宅用地以外の土地が商業地等と呼んでおりまして、店舗や工場、保育園、ホテル、倉庫、駐車場など、住宅以外に利用されている土地全て商業地等に分類されるというふうな内容になってございます。

対象地、数になるんですけども、そちらのほうは手元にちょっと資料がございませんので、後で説明させていただきます。すみません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。先に、田代さんに同じこと、質疑があったので、ちょっと確認をいたしますけれども、商業地等という意味は、先ほどの説明にあったように、農地、あるいは住宅地の、まあ農地を除いて住宅地部分についての商業以外の保育所とか駐車場とか、その他、そういうものを指すというふうに今答弁されたわけですが、それについて、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長(坂 昌美君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

先ほども説明させていただきましたとおりで、商業地等についてなんですけども、宅

地等の中で住宅用地以外の宅地というふうに、商業地等というのは附則のほうで述べられているということで、宅地の中で住宅用地以外の土地を商業地ということで、同じ内容になるんですけども、店舗、工場、保育園、ホテル、倉庫、駐車場というものが、結局住宅以外で利用されてる土地を全て商業地というふうな分類されるということでございますので御理解賜りたいと思います。

よろしくお願いします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） だんだんと、年とともに耳が聞こえにくくなってくるんですけども、その肝腎なところがちょっと早口だったので、もう一度確認したいんですけども、宅地で住宅地以外で、要するに保育所、今言われたのが保育所、それから駐車場、それから工業地と申されましたか、その辺のところ、もう一度お願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

○税務課長（坂 昌美君） 住宅用地以外の土地ということ、あと宅地の中で住宅用地以外ということなので、店舗、お店ですね、あと工場、保育所、ホテル、倉庫、駐車場というふうなものを全て商業地というふうな分類になっているという内容でございます。御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩

(午前 9時09分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

(午前 9時10分)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第35号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第３５号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第２ 議案第３６号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、議案第３６号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第３６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第３６号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第３ 議案第３７号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第３、議案第３７号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第３７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第３７号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第４ 議案第３８号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（伊都堅仁君） 日程第４、議案第３８号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。６番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○ 6 番 (田代哲郎君) それでは、国民健康保険税条例の一部改正について、質疑をいたします。

もうページ数から言ったほうが早いんで、38 ページ、第 2 条です。

課税限度額の引上げですが、63 万円であったんを基礎課税額が 65 万円になるということで、これで被保険者全体の状況はどう変わるのか、その辺のことについてお聞かせください。

それから、後で配付された、こういう A3 のあれがあるんですが、もうこれで質疑したほうが早いので、これにのっとして質疑させていただきます。

一番後ろで国民健康保険税の減額ということであります。

(1) で国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯区分に応じて、それぞれ未就学児 1 人について、次に定める額となっております。

アとして、前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯が 3,750 円、イとして、前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6,250 円、ウ、前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 1 万円、そしてエとして、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯は 1 万 2,500 円となっています。

それから、(2) として、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について、次に定める額。

ア、前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯は 1,125 円、前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯は 1,875 円、ウとして、前項第 3 号に規定する金額を減額した世帯 3,000 円、エとして、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,750 円となっております。

いわゆる均等割額と後期高齢者支援金の減額ですが、この減額措置で対象世帯の現状と状況はどう変わっていくのか、その辺のことについて答弁を求めます。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○ 議長 (伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○ 税務課長 (坂 昌美君) それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

ます。

まず、限度額についてなんですけれども、議案の38ページですね、こちらの課税限度額の引上げなんですけれども、医療分、後期分、介護分は、それぞれ合わせますと、全体で3万円の引上げで、最高が102万円というふうな形になります。対象者につきましてなんですけれども、旧税率、これにつきましては令和4年3月末の被保険者で旧税率と新税率で試算をして比較した結果なんですけれども、旧税率でいきますと20世帯が新税率でいきますと19世帯の対象となります。

これにつきましては、負担の公平性の確保と、あと中間所得層の負担軽減を図る観点からの改正というふうなことになると思います。

それから、40ページの国民健康保険税の減額の内容についてでございますが、これにつきましては、23条の第2項の第1号、2号につきましては、均等割額の残りの分を2分の1を減額するというふうな内容になってございまして、それぞれ7割、5割、2割、減額がない世帯、それぞれの減額する金額をここに明記しております。

状況等なんですけれども、ちょっと数字のほう、拾っておりませんので、またこれもちょっとお時間をいただいて、後日また報告させていただきますので御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

11番 美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 1点お聞きしたいと思います。

ここで2条に課税額ということで、65万円と、それから20万円ですか、というふうな数字があがってるわけでございますけれども、これは要するに最高の、限度額ということですよ。ですから、法律の改正でやらなければならないというものだったのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長(坂 昌美君) それでは美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の減額についてなんですけれども、これにつきましては、地方税法等の改正等におきまして、法改正がございましたので、それに伴う改正となつてございますので、やらなければならないというふうな内容になってございますので、御理解賜りたいと思います。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 最高限度額が65万円と。ですから、最高限度額以下だったら、それはそれでいいんですよね。要するに、現行の63万円以下ですから、その63万円であっても法律上は問題ないということになるんじゃないでしょうか。だから、そのところに、今回65万円に引上げなければならない、それも専決でやらなければならないかったという、その理由についてはどうでしょうか。

○議長(伊都堅仁君) 税務課長、坂君。

○税務課長(坂 昌美君) 限度額なんですけども、あくまでこの限度額を超えてしまった、試算したときに65万円を超えてしまったという世帯に対して、最高で65万円というふうな形になってございまして、それまでの世帯については、その金額でというふうな形で課税になってございます。

これを引き上げたということなんですけど、それぞれの公平性、医療費が高騰したりとか、あと負担の公平性というふうな観点と、中間層の所得者に対する負担軽減というふうな形で、収入額が多い世帯については、少し負担をお願いしたいというふうなことで御理解賜りたいと思います。

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 町長にお聞きしたいんですけれども、要するに税金で最高限度額を決定していくということになってくるかというふうに思うんですけれども、それについて、法律上問題がないわけですよね。であるならば、現行でいっても、法律上問題はないということになるんじゃないかというふうに思うんですけれども、たしか、以内じゃないですか、65万円以内ということでもいいんじゃないですか。その辺について、専決でやるべきではなかったんじゃないかと。それについて、最後にお聞きしておきたいと思います。

○議長(伊都堅仁君) 町長、小川君。

○町長(小川裕康君) 美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

今回の改正は限度額を63万円から65万円に引き上がるという改正でございます。
これは、法律が改正されて施行されるということに伴って専決処分をさせていただいたものでありまして、63万円以内、そういうものではございません。これまでは63万円を超えていた方は、それでも63万円で頭打ちということで限度額でありますね。今回の改正で、それが2万円引き上げられて、65万円になったという法律改正でありますので、それに伴って町条例を改正したと。そして専決処分して、今進めていると。そういったものでございますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前 9時27分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前 9時29分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第38号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今まで63万円だった国保税の最高が63万円から65万円へと、後期高齢者についても19万円から20万円になるということであります。

先ほど説明がありましたように、後期と、それから国民健康保険等と合わせて102万円の最高になるというふうなことでございました。今、大変な状況に、このコロナ等であってきてる中で、この税金の引上げということについては、やはり厳しいものがあるというふうに思います。この何人になるのかということについては、具体的にお聞きいたしませんでしたけれども、相当、これによって大きな、町としても税収の増にもならないというふうな状況であって、少しでも町民の暮らしというふうに考えるならば、

この税の引上げをすることについては好ましくないというふうに思います。

また、この具体的に税金の引上げということについて、これは専決すべきものではないというふうに私は思います。そういう点も含めて、この条例案に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第38号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第38号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について)

○議長（伊都堅仁君） 日程第5、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について）、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） 予算に関する説明書の2ページ、3ページのところにこの件について書かれておりますけれども、このコロナウイルス感染症のセーフティーネット強化交付金として国から来たものをもとに、それから県からの支出金でもって、4ページにある歳出の子育て世帯生活支援特別給付事業費の中の18節ですね、500万円を子育て世帯に給付するというところでございます。

これについては、要するに新たに生まれる新生児についてのみというふうに理解してよろしいのか、確認しておきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯に対して1人当たり5万円の支給をするものでございます。

独り親については、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方、また公的年金を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けてない方、また、家計急変世帯が対象となります。

また、独り親世帯以外については、18歳未満のお子さんを養育する方で、令和4年度の住民税が非課税である方、それから令和4年1月以降の家計が急変した方が対象となりますので、新たに生まれた方が対象ではなくて、このような方々が対象となってきます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) すみません、ちょっとこっちの見間違いしまして。

こっちが分かりやすいんで、説明資料のほうの、今言うところの2ページなんですよね。いろいろとコロナの関係で給付金があるわけでございますけれども、この急変という、その辺の見方、それからそれは具体的にどういうふうに確認していくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 家計急変については、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を年換算して非課税になるかどうかということが、ごめんなさい、独り親世帯以外については、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を年換算して非課税になる方が対象となります。

また、独り親世帯については、令和2年2月以降の任意の1か月の収入を年換算して、児童扶養手当の受給者と同水準となる収入の方が対象となってきます。

任意の1か月については、コロナの影響によってその方がどのようなになったかというところを申請書類を頂いて、確認し、非課税になったのか、また児童扶養手当受給者と同相当になったのかということで判断させていただきます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） このところで漏れるということがあってはならないというふうに思います。今、いろいろと出てますけれども、その辺についていろんなパターンもあるかというふうに思うんです。何と言ったらいいんでしょう、これについては、結局、申告書とか、そういうふうなところを基にされていくわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 独り親世帯については、児童扶養手当の受給を受けている方という方については、こちらで把握している。また、独り親以外の世帯については、児童手当であったり、特別児童扶養手当の受給を受けている方については、こちらで把握をしておりますので、その方々については、まず案内をさせていただきます。ただ、家計急変世帯については、なかなかこちらのほうで把握がしづらいので、そのあたりについては、広報で周知をして、申請していただくという形になってきます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第39号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第６ 議案第４０号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第６、議案第４０号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第４０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第４０号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第４１号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第７、議案第４１号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第４１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第8、議案第44号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) それでは、補正予算(第2号)に関して、質疑を行います。

まず、9ページ、財産管理費260万円の補正ですが、12節委託料269万5,000円、かじか荘温泉井戸調査委託料ということで、269万5,000円が計上されてます。この内容につきまして、具体的な説明を求めます。

次、13ページ、4目こども園費733万7,000円の減額補正です。給料で一般職給404万3,000円の減額補正となっています。こども園の保育士の現状というのはどうなっているのか。これ、マスコミ等で保育士が不足しているということで、盛んにテレビなどでも放送されてますので、この辺のことについてお尋ねします。

それから、9目、同じページです。新生児特別臨時給付金給付事業費、18節の負担金、補助及び交付金で、新生児特別臨時給付金11万円掛ける35人分ですか、385万円の計上です。この件につきましても、説明を求めます。

それから、3目で新型コロナウイルス感染症予防接種事業費、これは13ページから14ページにかけてです。12節委託料として、個別接種委託料227万7,000円の計上です。2,277円掛ける1,000人ということになってます。この中で、基礎疾患、18歳から59歳までの基礎疾患、具体的にはどういうことなのか、説明を求めます。

それから、17ページに移ります。16から17にかけて、商工振興費の中の商工費

で2,455万円の計上です。その中で、創業支援事業補助金490万円です。70万円掛ける2件ですか、この創業支援事業の具体的な内容についての説明を求めます。

以上です。よろしくお願いします。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) それでは、田代議員の御質疑に私のほうから2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、12節委託料のかじか荘温泉井戸調査委託料269万5,000円についての説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成22年12月31日をもって温泉利用の廃止を行っている美里の湯かじか荘の温泉井戸の中の実態調査を実施する費用の補正を計上させていただいております。

調査内容につきましては、その井戸内の水中カメラ等による井戸内の調査であったり、鋼管の腐食状況、それからスケールの付着、そういったものの調査を行って対策をしていきたいと考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、予算に関する説明書の13ページ、こども園費で補正額がマイナスの733万7,000円ということで計上しております。この部分については、人事異動に伴う減額なのですが、具体的に言うと職員の早期退職に伴う減額でございます。

なお、保育所の状況というところでは、もちろん、国の配置基準を満たしておりますし、発達が気になるクラスには、加配の職員を配置したり、フリーの保育士を雇用して、その急な対応にも行えるようフリーの保育士を雇用しているところでございますので、十分とは言えないまでも、適正に配置をしているところでございます。

それから、同じく13ページの9目新生児特別臨時給付金給付事業費でございます。

これは、コロナ感染拡大によって不安を抱える妊産婦や、その家族を経済的に支援するために、令和2年度、3年度、町単独で新生児特別臨時給付金、1人当たり11万円

を支給しているところでございますが、今回の補正で、令和４年度に生まれる子供さんについても、今までと同様に１１万円の給付をしたいと考えております。

なお、１８節負担金、補助及び交付金で３８５万円の計上については、今までの妊婦届の状況により、１１万円掛ける３５人で予算計上しているところです。

あともう１点、予算説明資料の１１ページでございます。

役務費の中で郵便料については、９４円掛ける２,５００人で計上しております。この方々については、１８歳から５９歳の方々へ案内する郵便料でございます。今回の補正につきましては、６０歳以上の方については接種券を、３回目の接種から５か月経過後、案内を送っているところでございますが、１８歳から５９歳の基礎疾患を持つての方については、町のほうで把握をしておりませんので、その方々、対象者が約２,５００人いると想定しております。その方々に案内を送って、基礎疾患をお持ちかどうかというところの確認作業のために、この郵便料を計上しているものでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見將人君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長（吉見將人君） それでは、田代議員の御質疑の６款１項１目商工振興費、１８節の創業支援事業補助金について御説明させていただきます。

総合支援補助金についてですが、現在、紀美野町では新規創業者が増加してございます。令和２年度では１１件、それから令和３年度では７件の新規創業者がございました。実際に、相談される事業者はもっと多かったのですが、創業を希望される方が創業場所を探すときは、他の市町村の候補地域と条件を比較したり、行政支援や周辺店舗の状況などを確認して、誘客数を考え、創業場所を決定されます。

その際、当然ながら平日の誘客数が少ないといった当町を創業の地に選んでいただくためには、やはり行政支援を強化しまして、当町を選んでいただけるような取組をと考えてございます。

今回の予算につきまして、まず７０万円の２件につきましては、当初では５件の３５０万円お認めいただいていたございました。ただ、現在相談件数が７件ございまして、その分の追加分ということで、２件の追加計上ということでございます。

それから、追加で、下の５０万円についてなんですけど、これは新制度を考えてござい

まして、現在、当町の創業支援制度の上限が70万円でございますが、それに加えて地域課題解決枠としまして、補助上限を50万円加算するということを考えてございます。

例えば、買物困難地域で民泊を開業される場合、民泊だけでなく、地域の買物拠点として、食料品や一般生活用品などの販売スペースを置く場合の改修や、カフェを創業する際、災害時だけでなく、平素より充電ステーションとして、地域住民に活用してもらえるように、発電機や蓄電設備を整備する場合など、町の様々な課題に対し、積極的に取り組む新規創業者や二次創業者に対し、支援を拡充したいと考えてございます。

近年、コロナ禍で、まちなか創業から地方創業に注目が集まってございます。コロナ禍が収束するまでに新規事業者を増やし、紀美野町に行けば、おいしいグルメや新しいものに出会えると広く認知していただけるように、新規創業者を増やせるよう努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代哲郎君。

○6番(田代哲郎君) 1点だけ聞きます。

かじか荘の井戸調査委託料、これは調査をするということですね。井戸自身をどうこうするというのではなく、中の実態をどうなっているのかということ进行调查すると。その上で、実態調査で先々、例えば、もっと井戸を深くするとか、そういう考えがあるのかどうか、その辺のことについてお聞かせください。

以上です。

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長(中前貴康君) 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回の委託料につきましては、井戸内の実態調査をまずすると。そこまでが今回の委託料でございます。

その調査に基づきまして、今後対策がどうすればいいのか、また対策ができないものかどうかも含めて、今回の調査をまずしていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○ 1 1 番（美濃良和君）

それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず初めに、これは予算に関する説明書のほうで、今、田代議員のほうから質疑もございましたが、9ページのかじか荘ですけれども、実際に出なかったら269万円、いっそ宣伝に使ったほうがかじか荘にとってよい結果になるというふうな、極端なことになってしまっただけではないというふうに思います。

やはり270万といえども大事なお金ですので、有効に使っていただきたいんですけれども、これについて、今言われるところのカメラによる調査ですか、それもありますけれども、実質的に地質学者の、要するに温泉が出るのかどうかの、そういうふうなところの研究もしといたほうがいいのではないかとこのように思います。大事なお金ですので、その辺のところ、お聞かせいただきたいとこのように思います。

それから、12ページ、民生費の1項の社会福祉費の14目ですね、ここで負担金補助で1,700万円、これについては、1世帯10万円の給付金を支給するということでもあります。大変な状況の中で町のほうも頑張ってくれるんですけども、先ほどもちょっとお聞きしたんですが、急変ですね、先ほども子供のところで、急変の問題が言われましたけれども、このところが非常に判断が難しいかというふうに思うんです。できるだけ、そういう弱者の方に対して拾い上げていかなきゃなんというふうに思いますけれども、それについて、もう少しお聞かせいただきたいとこのように思います。

次に、その下の13ページで、これはいいです。

それから、14ページ、その中の4款1項3目の新型コロナウイルス感染症予防接種事業費のところの委託料で227万7,000円、これについては、18歳から50歳でしたか、ということであったかというふうに思うんですけども、これについては4回目ということになるんですね。次の新たなということについてではなくて、その辺のところ、もう一度お聞きしておきたいとこのように思います。

それから、その下の環境衛生費で、18節と27節で、それぞれ東部と、それから西部の水道への繰出し、または補助金ということで上がっております。これについて、いつからいつまでを考えておられるのかお聞かせいただきたいとこのように思います。

それから、17ページで6款1項1目で、商工振興費の中で、負担金、補助及び交付金で飲食宿泊サービス業等支援給付金として1,965万円、これは、先ほど、最初の説明のところ、県より補助金を受けたものというふうな、そういう説明があったように記憶しているんですけども、これについてもう一度説明をお願いいたします。説明

資料では、これで何名ですか、それぞれ売上げ減が30%から50%ということで出ておりますけれども、この辺のところの対象をどのように設定されていくのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) 私のほうから美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

かじか荘の温泉井戸調査委託料につきましては、まず経過を申し上げますと、かじか荘の温泉の井戸につきましては、昭和40年頃、京都大学の教授によりまして調査、現地調査を含めてやって、ボーリングを行い、その後、昭和40年にかじか荘が整備されたという経緯になってございまして、その後、現在までかじか荘が運営されているということになっております。

また、平成8年には、温泉の成分分析を行ったところ、硫黄成分は基準値を上回る数値を検出されてございまして、ずっと温泉ということで営業してございました。

平成19年に温泉法の改正がありまして、10年ごとに分析を行い、その内容を更新しなさいという義務づけがされまして、その後、その法律の改正に基づいて、温泉の成分分析を合計4回やってございます。

それと併せて温泉の井戸内の簡易的な清掃業務も一度やってございます。やりましたが、温泉の成分の基準を満たすことができず、平成22年12月に、もって温泉利用廃止の届を出して、現在、美里の湯として営業しているということになってございます。

それで、令和3年の産業建設常任委員会の町内所管事務調査時においても、温泉であることは宿泊客を呼び込むための大きな要素の1つであるということも御提案いただきまして、令和4年2月に、再度、まず温泉成分の分析を行いました。これが5回目の温泉成分の分析であります。そのときには、基準値が0.8ミリグラムという数値が出てございまして、基準値1ミリグラムまでもう少しのところまで来てございますという状況でありました。なので、やはり美里の湯につきましては、温泉であるということは、来客者の増加にかなり影響すると考えてございまして、これらの結果を基に、調査を行い、その後、かじか荘の魅力の向上や利用者呼び込むための様々な取組を行っていきたい

と考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、予算に関する説明書の12ページ、14目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費の給付金のことについて説明させていただきます。

まず、住民税、この事業については、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策、国の緊急対策において、真に困っている方々の支援措置の強化として住民税非課税世帯に対して給付するもので、昨年度、令和3年度住民税非課税世帯の給付を行ってんですが、まだ給付ができていない、令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯に対して1世帯当たり10万円の給付をするものでございます。

対象者については、令和4年度の住民税が非課税の世帯、ただし、先ほど言わせてもらいましたが、令和3年度の住民税非課税世帯に対する給付金を給付していない方が対象となります。この方々については140世帯、それから家計急変世帯ということで、令和4年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯を30世帯と見込んで、計170世帯を見込んでいるところでございます。

家計急変世帯については、コロナの影響により失業をしたりして、収入が激減し、非課税世帯相当となる方々が対象となります。このあたり、なかなか判断が難しい部分もあるので、そのあたりについては、まず、保健福祉課のほうに相談していただけたら、ちょっとかなり収入が落ちたよということで相談していただけたら、そのあたりの計算をさせていただきますが、基本的には子育て世帯と同じように、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を1.2倍掛けて、それが住民税非課税世帯になるかどうかというところの判断になります。

それから、予算に関する説明書の13ページから14ページにかけての新型コロナウイルス感染症予防接種事業費の委託料、個別接種委託料に関して、この事業自体はどういう事業というところの御質疑だったと思います。

今回の補正については、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を実施するために予算計上させていただいているものでございます。

対象者につきましては、3回目接種からおおむね5か月以上経過する方で60歳以上

の方、それから１８歳から５９歳の基礎疾患のある方、またその他重症化リスクが高いと医師が認めた方が対象となります。

全体では、６０歳以上の方については４，３００人、それから基礎疾患等のある方については１，０００人で、計５，３００人を対象人数と想定しております。

３回目接種の費用については、当初予算約２，５００万円の計上をさせていただいたところですが、３回目接種にかかる費用で、接種率が７８％ぐらいに落ち着いたこと、それから令和３年中に３回目接種をかなり多く受けていただいたことによって、予算残高が１，０００万円ぐらいありますので、その分と合わせて４回目接種を実施したいと考えております。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長（吉見將人君） それでは、美濃議員の御質疑の６款１項１目商工振興費の１８節の飲食宿泊サービス業等支援給付金についての御質疑にお答えさせていただきます。

この飲食宿泊サービス業等支援給付金の１，９６５万円についてですが、この事業は和歌山県がコロナ対策支援として実施してございます飲食宿泊サービス業等支援給付金の第３期給付対象者と第４期給付対象者への上乗せ支給でございます。この元となる県の制度ですが、昨年度お認めいただいた事業と同様でございます。令和元年度の第３四半期と令和３年度の第３四半期の１か月の売上げを比較して３０％減少している事業者、令和元年度の第４四半期と令和３年度の第４四半期の１か月の売上げを比較して３０％減少している事業者に対して、それぞれ従業員数に応じて給付される事業でございます。

なお、今回の場合、第４四半期につきましては、１か月の売上げ比較が５０％以上減少している場合は、倍額が県より支給される制度となっております。

当町としましては、県の第３四半期または第４四半期のいずれかにおきまして、県の給付決定のあった事業者に対しまして、上乗せ給付したいと考えてございます。

対象件数につきましては、令和３年度にお認めいただいた同事業の件数を基本としまして、そのときの売上げから、実際には改良されている部分があるかと思いますが、そ

の数字を基本としまして件数を出してございます。

それから、実際に景気は緩やかには回復基調とはなってはきてございますが、ウクライナ侵攻や物価高騰、コロナ禍による経営の厳しい事業者もまだ多数ございます。そういったことから、今後、町内で事業を継続していただくための支援でございますので、今年度におきましても実施してまいりたいと考えてございますので、よろしく願います。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長 (長生正信君) それでは、予算に関する説明書 14 ページをお開きください。

4 款 1 項 5 目 18 節は西部簡易水道、27 節は東部簡易水道への水道料金減免に係る補助金及び繰出金でございます。

議員御質疑の期間についてでございますが、7 月使用分から 12 月使用分の 6 か月間を予定してございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11 番、美濃良和君。

○11 番 (美濃良和君) それでは、9 ページのところで、かじか荘についての説明いただきました。確かに、温泉というふうな名前を、あるのとないのとでは、大きく違うというふうにも、現場のほうでも言われておりますけれども、私らも受ける感じとして、本当に、何というんですか、行こうかなというところが変わってくるかというふうに思います。

先ほど答弁がなかったんですけれども、地質学者の意見も参考に入れていくということについてはどうなんでしょうか。少しでも、先ほど言われたように、今年の 2 月にもやったけれども、あと一息のところであったということでございますけれども、これはもう現実には、数字ですから、なかなか努力とか何とかでは、何とかなるものではないというふうに思うんですけれども、その辺のところを十分に把握した上で調査をして、これからどういうふうな、かじか荘を運営していくかということについても考えていか

なきやならんというふうに思いますけれども、その辺についてももう一度お聞きしたいと
思います。

次に、12ページの3款1項14目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給
付事業ですけれども、分かりました。保健課のほうに行って相談をして、この数字を決
めていくということでございましたけれども、その徹底する、周知徹底をどのようにし
ていくんか、今、大変な時代ですし、先ほど産業課長も言われましたけども、今、物価
高というふうなことについては大変な状況です。言われませんでしたけども、アベノミ
クスによる徹底した円安による物価高というのは、まだまだ続きそうですし、そういう
ふうな点から考えても、町民の皆さん方のそういう救済という点で漏れることがないよ
うにしなければならんというふうにと思いますが、もう一度お聞かせいただきたいと思いま
す。

それから、14ページの4款1項の3目、個別接種委託料の227万7,000円と
いうことについては、これは3回目ということですか。まだ、4回目ということじゃな
くて、これ3回目、いやいや、4回目の60歳以上の方と、それから18歳から59歳
の基礎疾患とか、そういうものがある方についての分の補正というふうに理解してよろ
しいですね。

そして、その下の環境衛生費の中の水道への補助金及び繰出金ですけれども、今説明
いただきまして、7月から12月分までの半年ということでございますけれども、そう
いうことでそれぞれ町民の方々も助かるわけでございますけれども、まだこの辺のとこ
ろ、コロナについてはどうなってくるんかというのが、やはりまだ分らんことかとい
うふうに思いますけれども、そういう点で、今年中に終わればいいんですけれども、そ
の辺のところについて、今後まだそういうふうな影響があるとしたら、引き続きされる
のかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、17ページの商工の6款1項1目の商工費で飲食の支援給付金ですけども、
これも今の説明では、県から補助金受けたものの上乗せというふうに説明だったのか、
もう一度確認させていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、かじか荘の井戸でございますが、昭和40年頃にボーリングを実施しておりま

して、その後、経過としましては、もう50年以上経過しているという状況であります。その間、井戸は約41メートルぐらいの深さがあるんですけども、井戸の中に鉄のパイプを入れておまして、それが50年以上たっておりますので、それがさびてたりとか、穴あいてたり、逆に詰まっていたりということがあある可能性が高いので、今回調査をしたいというふうに考えてございます。

また、地質学者の件につきましては、その昭和40年頃、まず最初にボーリングを実施したというときには、先ほども申し上げさせていただきましたが、京都大学の専門的な教授の方に来ていただいて、現地を何度も調査したり、それからボーリングも何か所かして、それである場所ということで決めたということをお願いしてございますので、そういったことが必要になりましたら、また検討はしますが、まず井戸内の状況を改善するというところで取り組んでいきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 予算に関する説明書の12ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費についてでございます。

令和4年度に新たに非課税となった世帯については、こちらのほうで把握し、案内を送ることはできるんですけども、家計急変世帯については、なかなか周知を徹底していくしかないかなと思っております。

広報7月号にも、その非課税世帯の案内を広報で周知し、またホームページでも掲載して、案内する予定でございます。

また、広報にしても、引き続き何度か広報に掲載させてもらって、その記事を見ていただいて、周知できるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、13ページ、14ページにかけての新型コロナウイルス感染症予防接種事業費に関してでございます。

美濃議員おっしゃられるとおり、4回目接種に係る費用でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 水道課長、長生君。

○水道課長（長生正信君） それでは、美濃議員の今後の水道料金の減免の方向性についてということでございます。

今回、水道料金の減免につきましては、長引くコロナ禍であつたりとか、物価の上昇

により、住民の皆様方の経済的負担が増加しているということから、臨時交付金を活用して減免をするものでございます。

減免期間は6か月ではございますが、この間で物価の上昇が収まり、元の価格であったり、生活に戻るかと言われますと、ちょっと考えにくいかなというふうには思われます。しかしながら、水道事業といたしましても、料金収入の減少に加えまして、物価上昇による仕入れの高騰ということで、経費が増大している傾向でございます。そのため、水道事業単体では、水道料金の減免というのは、ちょっと困難ではございますが、今後、社会情勢を見守りながら、こうした交付金が活用できる場合は前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 17ページの6款1項1目18節の飲食宿泊サービス業等支援給付金の美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。県の支給対象者に対する上乗せ給付と考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 9ページのかじか荘ですけども、これは要するに管の入替えのための調査と、そういうことで理解したらよろしいんですか。昭和40年ということは、相当古い話になるかというふうに思うんですけども、そのときの調査で来たと。こういうものについては、紀北のほうは非常に不利なもんだというふうに思うんですけども、やはりにじみ出るといいますか、そういうものがたまったものをくみ上げてしまえば、あとは難しいというのが一般的なように聞くんです。管の入替えで済むのであるならば、それはそれで結構かというふうに思うんですが、そういうことで、とりあえずはそれでやるというふうなことで、ということでされるというふうに理解したらよろしいでしょうか。

それから12ページですけども、今の12ページの住民の方へのこの非課税の方に対する臨時特別給付金ですけども、急変されている方々に対して、広報等、ホームページで周知をしていくということでございますけれども、なかなかホームページを見るという方々が、うちの町民の方で、本当に率が少ないと思うんです。それで、広報もなかなか見てくれないと。町として努力をしてるんですけども、なかなか難しいところがあ

るかというふうに思うんです。しかし、そういう困ってる家庭も恐らくあるかというふうに思われます。それで、周知をいろんな形で、例えば、民生委員さん、あるいはよくやられるところでは、ふれあいですか、サロンですか、等であったりとか、いろんな形でされているというふうに思いますけども、徹底してやっていただきたいと思います。ほんまに大変な方というのは、結構あるもので、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

コロナの注射は分かりました。

以上、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

管の入替えということを想定しているのかという御質疑だったかと思いますが、現在は、まず井戸の中の調査をするということで、対策をどのようにするのかというところまでは、井戸内を調査しないと、何とも言えませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 予算に関する説明書の12ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関して、美濃議員さんおっしゃられるとおり、家計急変の世帯に、できるだけ周知の方法を検討していただきたいということだったと思います。

民生委員さんはじめ、サロンであったり、老人クラブであったり、団体の協力も得ながら、制度の周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） では、補正予算説明資料のほうですね、11ページ、歳出で衛生費の中の3目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費ということで、もろもろ計上されておりますが、さきの私の一般質問で御指摘申し上げた、米国で明らかになった1,291種類の副反応、あるいは後遺症、いわゆる有害事象ですね、この有害事象については、県なり、国なりに御確認されたのかどうかということが1点。

次に、これについて、接種案内等を送付されるときに、インフォームドコンセントの一環として、そういったことを通知されるおつもりがあるのかどうか。

以上についてお聞かせください。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、桐山議員の御質疑にお答えします。

一般質問であった副反応については、国・県に問合せをしたのかという、まず質疑があったかと思います。この部分については、まだ未確認でございます。その部分も含めて、その内容が、副反応が住民に対して周知すべきかどうかも含めて確認を取りたいと考えております。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 番、桐山尚己君。

○1 番 (桐山尚己君) では、国なり県なりに確認を取られるということでしたけれども、この接種事業が本日、予算案が承認されて、実行に移すという場合に、スケジュール的に確認を取って周知をするというところまで間に合うのかどうか、これについてお聞かせいただけますか。周知をする必要があるというふうに、もしなった場合ですね。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 今回の案内については、国のほうに、まずは確認はさせていただくんですけれども、一般的に国のほうから副反応の例示が4回目接種に当たって示されております。そのあたりについては、もちろん、皆さんのほうに周知をさせていただいて、案内をさせていただく予定でございます。

桐山議員さんおっしゃられるその内容について、必要かどうかというところで、必要があると考えれば周知はしたいと考えておるんですが、そのあたり慎重に、こちらのほうで検討して判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第44号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）に対する
反対討論を行います。

3月定例会の反対討論でも述べたとおり、現時点の新型コロナウイルスは、当初の武漢株とは大きく異なる形に変異したオミクロン株及びその亜種であります。ウイルスが人体に侵入する際にスパイク部分がくっつくのが武漢株ではACE2受容体であったのに対し、オミクロン株及びその亜種は、APN受容体という全く違う受容体であります。この事実をもってしても、コロナワクチンの大本であるスパイク部分の遺伝子が大きく変わってしまっており、現在のコロナワクチンがオミクロン株及びその亜種に効果が無いことがうかがえます。

ファイザー社が新たなワクチンを開発中であることがそれを物語っております。

であるにもかかわらず、3回目ばかりか、4回目まで同じワクチンを接種することの意義は全く見いだせません。

また、もともとワクチン接種によって集団免疫ができ、感染が収束することが喧伝されていましたが、結局、ワクチンでは感染を予防することはできず、現在ではイスラエルや韓国の例でも分かるとおり、ワクチンを接種することにより、逆に感染爆発が起るような事態にもなっています。

これは、コロナワクチン接種により、感染症と戦うのに最も重要な人間の免疫力が低下してしまう証左であると言えます。

コロナワクチン接種後に長引く副反応や後遺症を訴える国民の数が多いことに、ようやく政府も都道府県にその対応を指示するまでになってきました。

そして、その副反応や後遺症は、実は1,291種類もあると米国で判明したことに加え、裁判を起こされ、敗訴しなければ、この事実が75年間も秘匿されようとしていたということは極めて衝撃的な事実と言えます。

何も不都合がなければ、75年間も隠しておく必要はないからであります。

これらの副反応や後遺症がコロナワクチン由来のものであるとすれば、それらは、す

なわち、我々の免疫力を大きく低下させていることにほかなりません。

そして最後に、コロナワクチン接種後に亡くなったとされる方々が本年5月27日までに1,732名にも上ること。そして、実際はそれよりもはるかに多くの方々が亡くなっている可能性も指摘されております。

超過死亡という言葉があります。これは、日本全国で前の年に亡くなった方の総数に対し、当該年に亡くなった方の総数がどれだけ上回ったかというものであります。

新型コロナが流行し始めるまでの日本は、11年連続で亡くなる方の総数が前年を上回ってきました。それが、コロナで大騒ぎになった2020年には、逆に前年を下回る総死亡者数となりました。

そして、多くの国民がコロナワクチンを接種した昨年、2021年は、前年を大きく上回る死亡者数、つまり超過死亡が戦後最大の6万7,745人にも上りました。これは東日本大震災で多くの方が亡くなった2011年の超過死亡をも上回るものであります。

この傾向は2022年に入っても継続しており、1月から3月のわずか3か月間で既に前年比3万8,630人の超過死亡となっています。これは明らかにオミクロンとなって、弱毒化しているコロナ死者ではなく、その他の原因、特にコロナワクチン接種が強く疑われるものであります。

以上をまとめると、ワクチンの効果が極めて限定的であるばかりか、ワクチンが我々の免疫力を低下させるだけでなく、知られていない様々な副反応や後遺症等により、数多くの死者を出している可能性があるということでもあります。

このような現況下では、様々なリスクを冒してでも、コロナワクチンの公的接種を継続する意義は全く見いだせません。

補正予算その他部分には、全く異存はございませんが、以上の理由により、新型コロナワクチンの公的追加接種事業を含む令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。

（1番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私は賛成の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

私たちにとって、先ほど桐山議員も言われましたけれども、コロナ以外については全く問題がないと、こういうふうにおっしゃられました。今、紀美野町にとっても、大事なことについては、やはり物価高等による、皆さん方が生活が苦しくなってきた、経営が苦しくなってきた、それに対する対策というのは当然取っていかねばならないというふうに思います。

そういう点で、町独自の支援策等も含めてやられているということについては、私は大いに評価したいと思います。

このコロナに対するところ、これはまだまだ分からないところも多々あるかというふうに思います。しかし、このワクチンについて、やはり打ちたいという方もございます。結局、打つ・打たないについては個人の判断ということになってくるかというふうに思いますけれども、とりあえず予算はのせておかねばならない、そういうことは考えなきゃならないというふうに思います。今後も、それぞれ課長のほうからも、このワクチンについての調査もしていただくということもございましたけれども、含めて、我々住民それぞれがこの判断をしながら、しかもこの紀美野町の大変厳しい状況にある皆さん方の救済というふうな観点から、経営の救済、それから暮らしの救済という点から、この予算に賛成いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第 4 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

よって、議案第 4 4 号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 50 分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 59 分)

◎日程第 9 議案第 45 号 令和 4 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 9、議案第 45 号、令和 4 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 45 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 46 号 令和 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 10、議案第 46 号、令和 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第４６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第４６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第４７号 令和４年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１１、議案第４７号、令和４年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） ちょっと確認だけしておきたいと思います。３１ページ、予算に関する説明書の３１ページです。ここで繰入金としてあるんですが、節で事務費繰入金というふうになっております。どういうふうな説明というんですか、これはどういうことからなってきたるんか、これだけお示し願いたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

予算に関する説明書の３１ページ、事務費繰入れの、この事務というのはどういうものかというところだと思います。

今回の場合は、事務職員に係る費用について繰入れをしているところでございますが、ほかにも介護に係るシステム改修であるとか、あと消耗品であるとか、そのようなこと

ろで国・県の補助が対象外となるようなところについて事務費繰入れをするところでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） もう1回だけ、すみません。

その前の後期高齢者では、職員給与費繰入金と、今回については、繰入金はここだけでも、使うのは歳出で見てもみしたら、そういう人件費に関するところというふうに見えますので、その辺がちょっとよく分からんわけですけど、それはそういうことでよろしいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 後期高齢は給与のみの対象になる繰入れだったと考えてるんですが、介護特会に関しては、事務職の人件費及びその他消耗品、システム改修等の委託料を含んだものがもともとの当初予算の計上でございます。今回、たまたま給与に係る繰入れをするところでございますので、御理解賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第４８号 令和４年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
(第１号)について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１２ 議案第４８号 令和４年度紀美野町東部簡易
水道事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第４８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第４８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第４９号 令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第１
号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１３、議案第４９号、令和４年度紀美野町西部簡易
水道事業会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第４９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで、討論を終わります。

これから、議案第４９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議員派遣の件について

○議長（伊都堅仁君）　日程第１４、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第１５　閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（広報編集特別委員会）

○議長（伊都堅仁君）　日程第１５、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前11時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月21日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 上 柏 皖 亮

議 員 七良浴 光